



発行 新潟県

号外 1
令和6年12月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 44 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 45 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 46 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 47 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 48 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 49 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政改革課)
- 50 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(法務文書課)
- 51 新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉保健総務課)
- 52 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例(感染症対策・薬務課)
- 53 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(雇用能力開発課)
- 54 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例(スポーツ課)
- 55 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 56 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 57 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例(港湾振興課)
- 58 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例(港湾整備課)
- 59 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営企画課)
- 60 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)
- 61 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(警務課)



次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (8) 新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第44号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1) 知事政策局関係					別表（第3条関係） (1) 知事政策局関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	一般旅券発給事務手数料		1 件につき <u>2,300円</u> （旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,300円</u> ）。 <u>ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により当該処分の申請をする場合には、1件につき1,900円</u> (旅券法第20条第2項の規定の適用	1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	一般旅券発給事務手数料		1 件につき <u>2,000円</u> （旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,000円</u> ）

				を受ける 場合には、 3,900円) とする。
(略)				
(2)～(7) (略)				
(8) 選挙管理委員会関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	政治資金規 正法(昭和 23年法律第 194号)第19 条の16第15 項の規定に 基づく少額 領収書等の 写しの交付	少額 領収 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
2	政治資金規 正法第20条 の2第2項 の規定に基 づく収支報 告書等の写 しの交付	収支 報告 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
(9) (略)				

(略)				
(2)～(7) (略)				
(8) 選挙管理委員会関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	政治資金規 正法(昭和 23年法律第 194号)第19 条の16第15 項の規定に 基づく少額 領収書等の 写しの交付	少額 領収 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	(2) フロ ッピ ーデ ィス ク1枚 につ き、9 0円に 少額 領収 書等 の写 し1枚 ごと に10 円を加 えた額
			(3) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
2	政治資金規 正法第20条 の2第2項 の規定に基 づく収支報 告書等の写 しの交付	収支 報告 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	(2) フロ ッピ ーデ ィス ク1枚 につ き、9 0円に 収支 報告 書等 1枚 ごと に10 円を加 えた額
			(3) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
(9) (略)				

第2条 新潟県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6号の表25の項を次のように改める。

25	宅地造成及び特定 盛土等規制法(昭 和36年法律第191 号)第12条第1項	宅地造 成、特 定盛土 等又は	(1) 切土、盛土又は土石の堆積を する土地の面積が500平方メー トル以内のもの	1件につき 16,000円(土石の堆積に関する工 事の許可にあつては、12,000円)
			(2) 切土、盛土又は土石の堆積を	1件につき

	又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	する土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	25,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、15,000円）
			(3) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、18,000円）
			(4) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、22,000円）
			(5) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、28,000円）
			(6) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 79,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、31,000円）
			(7) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、45,000円）
			(8) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 210,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、56,000円）
			(9) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 310,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、72,000円）
			(10) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 440,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、99,000円）
			(11) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 560,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、130,000円）
25 の 2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画変更許可申請手数料	(1) 切土又は盛土に関する工事の計画変更の場合	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が16,000円未満のときはその手数料の額は16,000円とし、その額が560,000円を超えるときはその手数料の額は560,000円とする。 (1) 切土又は盛土に関する工事の設計の変更については、切土又は盛土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をす

				<p>る土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ25の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地の拡大に係る工事の面積の変更については、拡大する切土又は盛土をする土地の面積に応じ25の項に規定する額</p>
			(2) 土石の堆積に関する工事の計画変更の場合	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が12,000円未満のときはその手数料の額は12,000円とし、その額が130,000円を超えるときはその手数料の額は130,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更については、土石の堆積をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ25の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の拡大に係る工事の面積の変更については、拡大する土石の堆積をする土地の面積に応じ25の項に規定する額</p>
25 3	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査(同法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされる工事に係るものに限る。)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	(1) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートル以内のもの	1件につき 2,300円
			(2) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 3,500円
			(3) 切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 4,600円
			(4) 切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 9,200円
			(5) 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
			(6) 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 32,000円

			の	
			(7) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 46,000円

別表第6号の表40の2の項から43の項までを次のように改める。

41	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。42の項において同じ。）の場合</p> <p>ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び44の項において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下この項、42の項、44の項及び45の項において同じ。）の場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。 1 件につき 10,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1 件につき 19,000円</p> <p>(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1 件につき 28,400円</p> <p>(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1 件につき 76,400円</p> <p>(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1 件につき 118,400円</p> <p>(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1 件につき 148,400円</p> <p>(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。 1 件につき 184,400円</p> <p>イ 住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、42の項、44の項及び45の項において同じ。）の場合</p>	
----	--	----------------------	--	--

			(ア) 一戸建ての住宅のとき。	1 件につき	5,800円
			(イ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	10,000円
			(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	22,400円
			(エ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	44,600円
			(オ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1 件につき	76,400円
		(2) その他の場合			
		ア 非住宅部分について標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合			
		(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	211,800円 (建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途(以下この項及び42の項において「建築基準法上の用途」という。)が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項及び42の項において「工場等」という。)のみの場合にあつては、	29,700円)
		(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	262,000円 (建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、	36,800円)
		(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	336,700円 (建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、	47,600円)
		(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	476,500円 (建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、	99,900円)
		(オ) 床面積が5,000平方メー	1 件につき		

			トル以上10,000平方メートル未満のとき。	584,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、143,300円）
			(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 689,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、174,900円）
			(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 785,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、214,100円）
		イ	非住宅部分についてモデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	
			(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 86,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、26,200円）
			(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1件につき 107,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、32,900円）
			(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 139,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、42,800円）
			(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 219,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、94,000円）
			(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 283,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、136,800円）
			(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 339,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、167,700円）
			(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 396,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、205,800円）
		ウ	住宅部分について標準計算法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を	

			行う場合		
			(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1 件につき	33,300円
			(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1 件につき	36,800円
			(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	65,200円
			(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	106,100円
			(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	177,800円
			(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1 件につき	253,100円
			エ 住宅部分について仕様・計算併用法による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは基準省令第10条第2号ロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは基準省令第10条第2号イ(2)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合		
			(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1 件につき	25,500円
			(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1 件につき	27,900円
			(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	49,200円
			(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	80,000円
			(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	136,300円
			(カ) 共同住宅等の床面積が	1 件につき	197,400円

			<p>5,000平方メートル以上のとき。</p> <p>オ 住宅部分について仕様基準による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）又は誘導仕様基準による基準（基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 33,000円</p> <p>1件につき 55,000円</p> <p>1件につき 95,000円</p> <p>1件につき 142,000円</p>
42	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 床面積の増加をしようとする場合</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(イ) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ウ) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(エ) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの</p>	<p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(1)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)アと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)イと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)ウと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)エと同じ方法で算</p>

			判定を行う場合 (オ) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	出した額とする。 増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)オと同じ方法で算出した額とする。
			(2) その他の場合 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合 (ア) 非住宅部分の場合 a 床面積が300平方メートル未満のとき。 b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 g 床面積が25,000平方メートル以上のとき。 (イ) 住宅部分の場合 a 一戸建ての住宅のとき。 b 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。 c 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。 イ その他の場合 (ア) 非住宅部分について標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う	1 件につき 5,000円 1 件につき 9,500円 1 件につき 14,200円 1 件につき 38,200円 1 件につき 59,200円 1 件につき 74,200円 1 件につき 92,200円 1 件につき 2,900円 1 件につき 5,000円 1 件につき 11,200円 1 件につき 22,300円 1 件につき 38,200円

			場合	
			a 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき 105,900円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、14,900円）
			b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 131,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、18,400円）
			c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、23,800円）
			d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 238,300円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、50,000円）
			e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 292,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、71,700円）
			f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 344,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、87,500円）
			g 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1 件につき 392,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、107,100円）
			(イ) 非住宅部分についてモデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
			a 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき 43,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、13,100円）
			b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 53,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、16,500円）
			c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 69,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、21,400円）
			d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 109,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、47,000円）
			e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方	1 件につき 141,900円（建築基準法上の用途

			メートル未満のとき。	が工場等のみの場合にあつては、 68,400円)
		f	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 169,500円(建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、 83,900円)
		g	床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 198,100円(建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、 102,900円)
		(ウ)	住宅部分について標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
		a	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1件につき 16,700円
		b	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1件につき 18,400円
		c	共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 32,600円
		d	共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 53,100円
		e	共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 88,900円
		f	共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1件につき 126,600円
		(エ)	住宅部分について仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
		a	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1件につき 12,800円
		b	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1件につき 14,000円
		c	共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 24,600円
		d	共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 40,000円
		e	共同住宅等の床面積	1件につき 68,200円

			<p>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(オ) 住宅部分について仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。</p> <p>d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 98,700円</p> <p>1件につき 9,000円</p> <p>1件につき 10,000円</p> <p>1件につき 16,500円</p> <p>1件につき 27,500円</p> <p>1件につき 47,500円</p> <p>1件につき 71,000円</p>
43	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	<p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(3) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(4) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(5) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p>	<p>42の項の(2)イ(ア)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(イ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(ウ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(エ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(オ)と同じ方法で算出した額とする。</p>
44	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能向上計画認定		1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）

	<p>向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積（以下この項及び45の項において「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び45の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下この項及び45の項において「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p>(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。45の項において同じ。）に適合するか</p>
--	-------------------------	--------------	---

					<p>どうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。45の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>円(技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円)</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円)</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円(技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円)</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円(技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円)</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円)</p>
45	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>(1) 住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加をしようとする場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて44の項と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円(技術的審査を行わない場合にあつては、2,900円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円(技術的審査を行わない場合にあつては、2,900円)</p>

				<p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、393,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p>
--	--	--	--	--

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 1 号の表の改正は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 第 1 条の規定による改正後の新潟県手数料条例（以下「改正後の手数料条例」という。）別表第 1 号の表 1 の項の規定は、前項ただし書に定める日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
 - 3 改正後の手数料条例別表第 8 号の表 1 の項及び 2 の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付の請求について適用し、施行日前にされた少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付の請求については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第45号

知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
 (期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新潟県条例第46号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
<p>第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41万6,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5万1,600円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41万5,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
(期末手当)	(期末手当)
<p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
県内	19,800円	11,400円	8,200円
(略)			

3～6 (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
県内	17,800円	10,200円	7,360円
(略)			

3～6 (略)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800				

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,600			
95		299,700	347,800	387,000			
96		300,100	348,200	387,400			
97		300,300	348,400	387,700			
98		300,600	348,800	388,200			
99		301,000	349,200	388,600			
100		301,400	349,500	389,000			
101		301,600	349,800	389,300			
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					

	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400		

53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100		
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400		
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600		
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800		
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800		
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700			
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100			
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500			
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800			
98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200			
99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600			
100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000			
101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300			
102	315,500	339,800	366,100	393,500				
103	316,500	340,800	367,200	394,000				
104	317,400	341,900	368,300	394,500				
105	318,200	343,000	369,500	394,800				
106	318,800	344,100	370,000	395,200				
107	319,400	345,100	370,600	395,700				
108	320,000	346,100	371,200	396,000				
109	320,500	347,300	371,800	396,300				
110	321,000	348,300	372,300	396,800				
111	321,400	349,300	372,700	397,300				
112	321,900	350,200	373,200	397,800				
113	322,700	351,100	373,600	398,100				
114	323,400	352,000	374,000	398,600				

	115	324,100	353,000	374,500	399,100					
	116	324,700	354,000	375,000	399,600					
	117	325,300	355,000	375,400	399,900					
	118	326,000	355,400	375,900	400,400					
	119	326,700	356,000	376,500	400,900					
	120	327,500	356,600	377,000	401,400					
	121	328,100	356,900	377,200	401,800					
	122	328,400	357,300	377,700	402,300					
	123	328,900	357,700	378,200	402,700					
	124	329,400	358,100	378,600	403,200					
	125	329,700	358,500	379,100	403,600					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200	円 416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300		

56	279,300	339,300	387,800	433,900
57	280,000	340,800	389,300	435,400
58	280,600	342,400	390,900	436,900
59	281,400	343,900	392,500	438,100
60	282,300	345,500	393,900	439,300
61	283,100	347,000	395,100	440,500
62	283,700	348,600	396,500	441,800
63	284,500	350,200	397,900	443,000
64	285,200	351,700	399,200	444,200
65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,600	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		

	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舍指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900		

58	280,100	323,300	384,500	404,100
59	280,900	325,000	385,800	405,300
60	281,600	326,700	387,000	406,500
61	282,200	328,400	387,900	407,600
62	282,900	330,200	389,100	408,600
63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		

	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500	

	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500	
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800	
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600		
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900		
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200			

57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400			
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700			
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000			
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300			
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500			
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800			
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100			
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400			
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600			
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200				
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800				
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400				
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800				
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300				
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800				
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300				
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900				
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400				
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000				
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600				
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100				
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600				
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100				
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600				
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900				
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400				
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800				
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200				
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600				
86		294,100	330,400	351,200					
87		294,300	330,600	351,500					
88		294,500	330,900	351,800					
89		294,900	331,300	352,200					
90		295,100	331,700	352,500					
91		295,300	332,000	352,800					
92		295,500	332,300	353,100					
93		295,900	332,600	353,500					
94		296,100	332,800	353,800					
95		296,300	333,200	354,100					
96		296,600	333,500	354,400					
97		296,900	333,700	354,700					
98		297,100	334,000	355,100					
99		297,300	334,300	355,500					
100		297,600	334,600	355,900					
101		297,900	334,800	356,400					
102		298,100	335,100	356,800					
103		298,300	335,400	357,200					
104		298,600	335,600	357,600					
105		298,900	335,800	358,100					
106			336,000						
107			336,400						
108			336,600						
109			336,800						
110			337,200						
111			337,600						
112			338,000						
113			338,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400	

員									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800	

58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	353,500	371,500		
95	290,800	321,100	354,100	371,900		
96	291,400	321,700	354,700	372,200		
97	292,000	322,200	355,100	372,800		
98	292,500	322,500	355,500	373,300		
99	293,000	323,100	356,000	373,800		
100	293,500	323,700	356,400	374,300		
101	294,000	324,100	356,900	374,900		
102	294,500	324,700	357,300	375,400		
103	295,000	325,300	357,800	375,900		
104	295,400	325,800	358,200	376,300		
105	295,800	326,200	358,500	376,900		
106	296,300	326,700	359,000	377,400		
107	296,800	327,200	359,400	377,900		
108	297,100	327,700	359,700	378,400		
109	297,300	328,100	360,100	379,000		
110	297,600	328,500	360,600	379,400		
111	297,800	328,800	361,100	379,900		
112	298,100	329,100	361,600	380,400		
113	298,400	329,400	362,100	381,000		
114	298,600	329,800	362,600			
115	298,900	330,100	363,100			
116	299,100	330,400	363,500			
117	299,400	330,600	363,900			
118	299,700	330,900	364,300			
119	300,000	331,200	364,800			

	120	300,300	331,400	365,300				
	121	300,600	331,600	365,700				
	122	301,000	331,900	366,200				
	123	301,300	332,200	366,700				
	124	301,600	332,500	367,200				
	125	301,800	332,700	367,500				
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700	

56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			
112	302,000	346,100			
113	302,300	346,600			
114	302,600	347,000			
115	302,900	347,400			
116	303,200	347,800			

	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
	49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
	52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
	53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
	54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000	

56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
78	265,200	321,600	346,400	391,400		
79	265,600	322,100	346,900	391,900		
80	265,900	322,600	347,300	392,400		
81	266,200	322,900	347,500	392,900		
82	266,600	323,200	347,800	393,300		
83	267,000	323,700	348,200	393,700		
84	267,300	324,000	348,600	394,100		
85	267,600	324,300	348,900	394,300		
86	268,000	324,600	349,200	394,500		
87	268,400	324,900	349,600	394,800		
88	268,700	325,200	350,000	395,100		
89	269,000	325,600	350,300	395,300		
90	269,400	326,000	350,700	395,600		
91	269,800	326,300	351,100	395,900		
92	270,100	326,500	351,300	396,100		
93	270,400	327,000	351,600	396,300		
94	270,800	327,400				
95	271,200	327,600				
96	271,500	328,000				
97	271,800	328,400				
98	272,200	328,800				
99	272,600	329,200				
100	272,900	329,500				
101	273,200	329,700				
102	273,600	330,000				
103	274,000	330,300				
104	274,300	330,600				
105	274,500	331,000				
106	274,700	331,200				
107	275,000	331,500				
108	275,300	331,900				
109	275,600	332,300				
110	275,900	332,600				
111	276,200	332,900				
112	276,400	333,200				
113	276,700	333,500				
114	277,000	333,900				
115	277,300	334,200				
116	277,700	334,400				

	117	278,000	334,600				
	118	278,300	334,900				
	119	278,600	335,200				
	120	279,000	335,500				
	121	279,200	335,700				
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 205,800	円 245,600	円 260,100	円 293,600	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

(義務教育等教員特別手当)

第27条の5 (略)

2 (略)

3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚園部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4・5 (略)

別表第7 (第6条関係)

級別標準職務表

イ～ハ (略)

ニ 教育職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師(2級の項第2号に掲げる講師を除く。)の職務
2級	(1) 中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 中学校の講師(日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務
(略)	
3級	中学校の教頭の職務
(略)	

ホ～リ (略)

(義務教育等教員特別手当)

第27条の5 (略)

2 (略)

3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、幼稚園又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚園部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4・5 (略)

別表第7 (第6条関係)

級別標準職務表

イ～ハ (略)

ニ 教育職給料表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	中学校又は <u>幼稚園</u> の助教諭、養護助教諭又は講師(2級の項第2号に掲げる講師を除く。)の職務
2級	(1) 中学校又は <u>幼稚園</u> の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 中学校又は <u>幼稚園</u> の講師(日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務 (3) <u>幼稚園</u> の教頭の職務
(略)	
3級	(1) 中学校の教頭の職務 (2) <u>幼稚園</u> の園長の職務
(略)	

ホ～リ (略)

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 (略)

(寒冷地手当)

第28条 (略)

2 前項各号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
手当額	19,800円	11,400円	8,200円
(略)			

3～5 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 (略)

(寒冷地手当)

第28条 (略)

2 前項各号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
手当額	17,800円	10,200円	7,360円
(略)			

3～5 (略)

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300		

56	279,300	339,300	387,800	433,900
57	280,000	340,800	389,300	435,400
58	280,600	342,400	390,900	436,900
59	281,400	343,900	392,500	438,100
60	282,300	345,500	393,900	439,300
61	283,100	347,000	395,100	440,500
62	283,700	348,600	396,500	441,800
63	284,500	350,200	397,900	443,000
64	285,200	351,700	399,200	444,200
65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,600	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		

	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900		

58	280,100	323,300	384,500	404,100
59	280,900	325,000	385,800	405,300
60	281,600	326,700	387,000	406,500
61	282,200	328,400	387,900	407,600
62	282,900	330,200	389,100	408,600
63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		

	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 229,700	基準給料月額 円 276,000	基準給料月額 円 303,400	基準給料月額 円 330,000	基準給料月額 円 411,900

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	

	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	
	105		298,900	335,800	358,100	
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	

56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

備考 この表は、事務職員に適用する。

第6条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

3～6 (略)

(一般職員給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(一般職員給与条例の適用除外等)	(一般職員給与条例の適用除外等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を	3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を

定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																																					
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																																					
<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>392,000</u>																																						
2	<u>440,000</u>																																						
3	<u>492,000</u>																																						
4	<u>555,000</u>																																						
5	<u>634,000</u>																																						
6	<u>740,000</u>																																						
7	<u>864,000</u>																																						
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>380,000</u>																																						
2	<u>427,000</u>																																						
3	<u>477,000</u>																																						
4	<u>539,000</u>																																						
5	<u>615,000</u>																																						
6	<u>718,000</u>																																						
7	<u>839,000</u>																																						
2～5 (略)		2～5 (略)																																					
(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)		(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)																																					
<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>		<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>																																					

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 24 条の 5 及び第 27 条の規定、第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第 4 条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第 28 条の規定、第 5 条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第 7 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定並びに第 9 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 25 条及び第 26 条の規定、第 4 条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第 26 条及び第 27 条の規定、第 7 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条の規定並びに第 9 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条の規定 令和 6 年 12 月 1 日
(給与の内払)
- 3 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第 4 条及び第 5 条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第 7 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第 9 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 4 条及び第 5 条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 7 条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 9 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新潟県条例第47号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。<u>以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第7条の4 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(3) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 零</p> <p>5 （略）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第7条の4 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(3) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 零</p> <p>5 （略）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号</p>

の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15～17 (略)

附 則

第22条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する

の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

第22条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての

職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員であつた者の勤続期間計算の特例）

第30条 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員となつた場合における退職手当の不支給）

第31条 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する山梨医科大学及び国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する香川医科大学を含む。）の職員が、第8条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（令和9年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）

第33条 令和9年3月31日以前に退職した職員に対

在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員であつた者の勤続期間計算の特例）

第30条 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員となつた場合における退職手当の不支給）

第31条 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する山梨医科大学及び国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する香川医科大学を含む。）の職員が、第8条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（令和7年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）

第33条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対

する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定とあるのは ウ 特定退職者であつて、雇用保険する厚生労働省令で定める理由により就職が困難法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指げる者に相当する者として人事委員会規則で定め導基準に照らして再就職を促進するために必要な者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行基準に照らして再就職を促進するために必要な職うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うを除く。）

ことが適当であると認めたもの

」とする。

する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定とあるのは ウ 特定退職者であつて、雇用保険する厚生労働省令で定める理由により就職が困難法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指げる者に相当する者として人事委員会規則で定め導基準に照らして再就職を促進するために必要な者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行基準に照らして再就職を促進するために必要な職うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うを除く。）

ことが適当であると認めたもの

」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の4並びに附則第22条、第30条及び第31条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

新潟県条例第48号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この項において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ アからウまでに掲げる現場に相当する現場で人事委員会が認めるもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号及び第3号に掲げる作業</td> <td>巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円</td> </tr> <tr> <td>前項第4号に掲げる作業</td> <td>850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ同表の右欄に定める額（同一の日において同表の左欄に掲げる場合の2以上に該当するときは、その該当する場合に係る同表の右欄に定める額のうち最も高い額）とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合</td> <td>前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ</td> <td>前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号に掲げる作業	600円	前項第2号及び第3号に掲げる作業	巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円	前項第4号に掲げる作業	850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額	第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算	<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この項において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>600円</u>とする。</p>
作業の区分	手当の額												
前項第1号に掲げる作業	600円												
前項第2号及び第3号に掲げる作業	巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円												
前項第4号に掲げる作業	850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額												
第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額												
第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算												

る区域で行われた場合	した額
------------	-----

(教員特殊業務手当)

第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教頭（職務の級が2級である者に限る。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(遭難救助等作業手当)

第40条 遭難救助等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が、遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業（次号に規定する作業を除く。）に従事したとき。
- (2) 警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業その他人事委員会規則で定める作業に従事したとき。
- (3) 警察職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
(略)	
前項第2号に掲げる作業	840円(大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場

(教員特殊業務手当)

第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭（職務の級が2級である者に限る。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(遭難救助等作業手当)

第40条 遭難救助等作業手当は、警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- (1) 遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業（次号に掲げる作業を除く。）
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
(略)	
前項第2号に掲げる作業	840円(当該作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合

	合にあつては、 <u>1,080円</u>)		又は当該作業が人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合にあつては、 <u>1,680円</u>)						
前項第3号に掲げる作業	710円(大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場合にあつては、 <u>1,080円</u>)								
<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ同表の右欄に定める額(同一の日において同表の左欄に掲げる場合の2以上に該当するときは、その該当する場合に係る同表の右欄に定める額のうち最も高い額)とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1項第2号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合</td> <td>前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合</td> <td>前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>第1項第3号に掲げる作業が深夜において行われた場合</td> <td>前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</td> </tr> </table>				第1項第2号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額	第1項第2号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額	第1項第3号に掲げる作業が深夜において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
第1項第2号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額								
第1項第2号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額								
第1項第3号に掲げる作業が深夜において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額								
<p>附 則 1～3 (略) 4 第5条第1項に規定する職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、<u>同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。</u> 5 <u>第40条第1項第2号又は第3号に規定する職員が東日本大震災に対処するためこれらの規定に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の遭難救助等作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。</u> 6 (略)</p>		<p>附 則 1～3 (略) 4 第5条第1項に規定する職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、<u>同条第2項の規定にかかわらず、同項に定める手当の額に600円を加算した額とする。</u> 5 <u>第40条第1項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項第2号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の遭難救助等作業手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項に定める手当の額に840円を加算した額とする。</u> 6 (略)</p>							
<p>附 則 (施行期日等)</p>									

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条第1項の改正は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条、第40条、附則第4項及び附則第5項の規定は、令和6年1月1日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
 - 3 改正後の条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
-

新潟県条例第49号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																					
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																					
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)																					
(3) 環境局関係		(3) 環境局関係																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</td> <td>三 条 市、加 茂 市、<u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u></td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三 条 市、加 茂 市、 <u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u>	(1)～(9) (略)		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</td> <td>三 条 市、加 茂 市及 び上越 市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三 条 市、加 茂 市及 び上越 市	(1)～(9) (略)		(略)	
事 務	市町村																						
(略)																							
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三 条 市、加 茂 市、 <u>村 上 市、妙 高市及 び上越 市</u>																						
(1)～(9) (略)																							
(略)																							
事 務	市町村																						
(略)																							
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三 条 市、加 茂 市及 び上越 市																						
(1)～(9) (略)																							
(略)																							
(4) (略)		(4) (略)																					
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1の7 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事</td> <td>長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		1の7 (略)	(略)	1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事	長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1の7 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		1の7 (略)	(略)						
事 務	市町村																						
(略)																							
1の7 (略)	(略)																						
1の8 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に係るもの（同法第8条第2項に規定する訪問介護の事業と第1号訪問事業とを同一の事	長 岡 市、五 泉 市、上 越 市 及 び南 魚 沼 市																						
事 務	市町村																						
(略)																							
1の7 (略)	(略)																						

<p>業所において一体的に運営する場合又は同条第 7 項に規定する通所介護の事業と第 1 号通所事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合を除く。)に限る。)</p> <p>(1) 法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理</p> <p>(2) 法第14条の 2 の規定による変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第14条の 3 の規定による廃止又は休止の届出の受理</p> <p>(4) 法第15条第 2 項の規定による施設の設置の届出の受理</p> <p>(5) 法第15条の 2 第 1 項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(6) 法第16条第 1 項の規定による廃止又は休止の届出の受理</p> <p>(7) 法第18条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(8) 法第18条の 2 第 1 項の規定による命令</p> <p>(9) 法第18条の 2 第 2 項の規定による制限及び命令</p> <p>(10) 法第18条の 2 第 3 項の規定による意見の聴取</p>			
<u>1 の 9</u> (略)	(略)	<u>1 の 8</u> (略) (略)	
<u>1 の 10</u> (略)	(略)	<u>1 の 9</u> (略) (略)	
<u>1 の 11</u> (略)	(略)	<u>1 の 10</u> (略) (略)	
<u>1 の 12</u> (略)	(略)	<u>1 の 11</u> (略) (略)	
(略)		(略)	
(6) 産業労働部関係		(6) 産業労働部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
<p>7 物資の流通の効率化に関する法律 (平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項の規定による総合効率化計画の認定</p> <p>(2) 法第 7 条第 1 項の規定による変更の認定</p> <p>(3) 法第 7 条第 2 項の規定による認定の取消し</p> <p>(4) 法第 9 条第 1 項の規定による特定流通業務施設の確認</p> <p>(5) 法第29条の規定による報告の徴収</p>	(略)	<p>7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 4 条第 1 項の規定による総合効率化計画の認定</p> <p>(2) 法第 5 条第 1 項の規定による変更の認定</p> <p>(3) 法第 5 条第 2 項の規定による認定の取消し</p> <p>(4) 法第 7 条第 1 項の規定による特定流通業務施設の確認</p> <p>(5) 法第26条の規定による報告の徴収</p>	(略)
(略)		(略)	
(6) の 2 (略)		(6) の 2 (略)	

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(4) (略) (5) 法第16条第1項の規定による勧告 (6) 法第16条第2項の規定による公表	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷 市、加 茂市、十日町 市、村 上市、燕 市、糸魚川 市、妙 高市、五 泉 市、上 越市、阿賀野 市、佐 渡市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、聖 籠 町、弥 彦村、出雲崎 町、湯 沢町、津 南 町、刈 羽村及 び関川 村
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略) (13) 法第51条第4項の規定による措置の実施及び公告	(略)

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(4) (略) (5) 法第15条の4第1項の規定による勧告 (6) 法第15条の4第2項の規定による公表	三 条 市、柏 崎市、新発田 市、小 千 谷 市、加 茂市、十日町 市、村 上市、燕 市、糸魚川 市、妙 高市、五 泉 市、上 越市、阿賀野 市、佐 渡市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、聖 籠 町、弥 彦村、出雲崎 町、湯 沢町、津南町 及び刈 羽村
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略) (13) 法第51条第3項の規定による措置の実施及び公告	(略)

(略)		(略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事	務	市町村	
(略)		(略)	
1の2 国有財産法第9条第3項の規定により県が行うこととされる国有財産に関する事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) <u>不動産登記法第116条の規定による登記の囑託(道路法第17条第1項の規定により指定市が管理する国道の用に供される国土交通省所管の国有財産である土地に係るものに限る。)</u> (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	
14 都市再開発法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(27) (略) (28) 政令第53条第2項の規定による認定 (29) 都市再開発法施行規則(昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。)第39条第2項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u> (法第58条第3項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。) (30) 省令第39条第3項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u> (法第58条第4項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。) (31) 省令第39条第5項の規定による <u>掲示及び公衆の閲覧</u>	(略)	(略)	
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第9号の表14の項の改正 公布の日
 - (2) 別表第6号の表の改正 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)の施行の日
 - (3) 別表第7号の表の改正(「及び刈羽村」を「、刈羽村及び関川村」に改める部分を除く。)及び別表第8号の表の改正 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する

法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に老人福祉法（昭和38年法律第133号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第50号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(行列行進、集団示威運動に関する条例の一部改正)

第 1 条 行列行進、集団示威運動に関する条例（昭和24年新潟県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第 4 条第 2 項の規定により公安委員会の<u>付した条件</u>に違反した者</p>	<p>第 5 条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第 4 条第 2 項の規定により公安委員会の<u>附した条件</u>に違反した者</p>

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(失職の例外)</p> <p>第 5 条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第 5 条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県統計調査条例の一部改正)

第 3 条 新潟県統計調査条例（昭和28年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第15条 第12条第 1 項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第15条 第12条第 1 項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮

刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)	以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)
--	---

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やか</p>	<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やか</p>

<p>に当該一時差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>に当該一時差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
---	--

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金権の一般的消滅原因)</p> <p>第8条 年金(第2号又は第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、年金(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p> <p>(退職年金及び傷病年金の停止)</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受ける</p>	<p>(年金権の一般的消滅原因)</p> <p>第8条 年金(第2号又は第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)に<u>因り</u>、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、年金(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)に<u>因り</u><u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p> <p>(退職年金及び傷病年金の停止)</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執</p>

ことがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定の適用については、恩給法第58条ノ2第2項の規定の例による。

(遺族年金の停止)

第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について、これを準用する。

3 前2項の規定の適用については、恩給法第77条第3項の規定の例による。

行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

(遺族年金の停止)

第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前に在る者に遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について、これを準用する。

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第7条 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例(昭和35年新潟県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
<p>第7条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした</p>	<p>第7条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした</p>

者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、失職した者
- (3) (略)

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴(アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるもの(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。))を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

ア 知事 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 知事以外の特別職の職員 拘禁刑以上の刑

- (2) (略)

2～6 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、

者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、失職した者
- (3) (略)

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴(アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるもの(処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。))を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

ア 知事 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 知事以外の特別職の職員 禁錮以上の刑

- (2) (略)

2～6 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、

当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第 7 条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑（当該退職をした者が前条第 1 項第 1 号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第 1 項第 1 号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第 7 条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑（退職手当の受給者が第 8 条第 1 項第 1 号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第 10 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、

当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第 7 条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑（当該退職をした者が前条第 1 項第 1 号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第 1 項第 1 号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第 7 条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑（退職手当の受給者が第 8 条第 1 項第 1 号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第 10 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、

<p>当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>
--	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6~10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6~10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職</p>

職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した

手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

<p>ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>
--	---

(新潟県港湾管理条例の一部改正)

第9条 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第20条の3 第3条の3の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第20条の3 第3条の3の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

(新潟県立自然公園条例の一部改正)

第10条 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第11条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>

(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第12条 新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第142条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年</p>	<p>第142条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、1年以下の</p>

<p>以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)</p> <p>第143条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第144条 第14条第1項、第16条第1項、第37条、第39条、第76条又は第78条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)</p> <p>第143条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第144条 第14条第1項、第16条第1項、第37条、第39条、第76条又は第78条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

第13条 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第41条 県指定有形文化財を損壊し、<u>毀損し</u>、又は隠匿した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、<u>毀損し</u>、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>	<p>第41条 県指定有形文化財を損壊し、<u>き損し</u>、又は隠匿した者は、1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、<u>き損し</u>、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>

(新潟県自然環境保全条例の一部改正)

第14条 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p>	<p>第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p>

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第15条 新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第29条 第20条第1項又は第2項の規定に違反した</p>	<p>(罰則)</p> <p>第29条 第20条第1項又は第2項の規定に違反した</p>

者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3～5 (略)	者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3～5 (略)
---	---

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第16条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第17条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第17条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

(新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第17条 新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成6年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(罰則) 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第18条 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

(新潟県河川法施行条例の一部改正)

第19条 新潟県河川法施行条例(平成11年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第3条第1項の規定に違反して竹木を流送した者は、2月以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第3条第1項の規定に違反して竹木を流送した者は、2月以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第20条 新潟県覚醒剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(覚醒剤施用機関等の指定の基準) 第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者若しくは覚醒剤原	(覚醒剤施用機関等の指定の基準) 第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者若しくは覚醒剤原

<p>料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～ク (略)</p>	<p>料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～ク (略)</p>
---	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第21条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～キ (略)</p>	<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～キ (略)</p>

(新潟県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第22条 新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 第11条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 第2条、第5条又は第6条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 第11条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 第2条、第5条又は第6条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(新潟県情報公開条例の一部改正)

第23条 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第32条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第32条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第24条 新潟県砂防指定地等管理条例(平成15年新潟県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)	(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)

(新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第25条 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成16年新潟県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第8条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(罰則) 第12条 第8条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 3 (略)

(新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部改正)

第26条 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例(平成16年新潟県条例第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第29条 第10条又は第16条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第29条 第10条又は第16条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正)

第27条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例(平成17年新潟県条例第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第23条 第11条又は第13条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第23条 第11条又は第13条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正)

第28条 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成18年新潟県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年

以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
--	---

(新潟県暴力団排除条例の一部改正)

第29条 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第30条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第26条 第20条第3項又は第4項の規定による命令(第19条第1項第11号又は第12号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第26条 第20条第3項又は第4項の規定による命令(第19条第1項第11号又は第12号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第28条 第18条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第28条 第18条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第31条 新潟県行政不服審査法施行条例(平成28年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第17条 第3条又は第7条第6項(第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第3条又は第7条第6項(第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県希少野生動植物保護条例の一部改正)

第32条 新潟県希少野生動植物保護条例(令和3年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第27条 第14条第4項又は第20条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第27条 第14条第4項又は第20条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県盛土等の規制に関する条例の一部改正)

第33条 新潟県盛土等の規制に関する条例(令和4年新潟県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第34条 第25条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第34条 第25条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第34条 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第20条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第20条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)	附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 4 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 25 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第 26 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 7 条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 12 条第 4 項並びに新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第 8 条第 4 項及び第 12 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 8 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項及び第 5 項、第 17 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 20 条第 4 項並びに職員の退職手当に関する条例第 20 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等及びこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

新潟県条例第51号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活指導等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(生活指導等)</p> <p>第28条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第23条（第2項<u>及び第6項</u>を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第29条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第28条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第23条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第29条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県条例第52号

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(免許の基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定による<u>第1種大麻草採取栽培者</u>の免許(以下単に「免許」という。)は、栽培地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(盗難等の防止措置)</p> <p>第3条 <u>第1種大麻草採取栽培者</u>は、その所有する大麻について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第4条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>が前条の規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第5条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>に係る栽培地の構造設備が、第2条第2項第1号の規則で定める基準に適合しなくなると認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第6条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2項第2号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 免許を申請する者 21,700円</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定により<u>第1種大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更を届け出る者 3,600円</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(免許の基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定による<u>大麻草採取栽培者</u>の免許(以下単に「免許」という。)は、栽培地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(盗難等の防止措置)</p> <p>第3条 <u>大麻草採取栽培者</u>は、その所有する大麻について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第4条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>が前条の規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第5条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>に係る栽培地の構造設備が、第2条第2項第1号の規則で定める基準に適合しなくなると認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第6条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2項第2号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 免許を申請する者 7,100円</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定により<u>大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更を届け出る者 3,600円</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第4項に規定する大麻草採取栽培者については、この条例による改正後の新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。
-

新潟県条例第53号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(受講料) 第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、 <u>5,700</u> 円以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。 2 (略)	(受講料) 第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、 <u>4,700</u> 円以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。 2 (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第54号

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
別表第1（第8条、第10条関係）				別表第1（第8条、第10条関係）					
区 分	単 位	基準額（円）		区 分	単 位	基準額（円）			
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等			大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等		
(略)				(略)					
大会議室	基本額	1時間まで 1室につき	3,260	大会議室	基本額	1時間まで 1室につき	2,720		
		1時間を超え3時間まで 1室につき	4,900			1時間を超え3時間まで 1室につき	4,090		
	加算額	3時間を超える1時間 1室につき	3,260	加算額	3時間を超える1時間 1室につき	2,720			
		3時間を超える1時間 1室につき	1,630		3時間を超える1時間 1室につき	1,360			
小会議室	基本額	1時間まで 1室につき	1,630	小会議室	基本額	1時間まで 1室につき	1,360		
		1時間を超え3時間まで 1室につき	2,440			1時間を超え3時間まで 1室につき	2,040		
	加算額	3時間を超える1時間 1室につき	1,630	加算額	3時間を超える1時間 1室につき	1,360			
		3時間を超える1時間 1室につき	1,630		3時間を超える1時間 1室につき	1,360			
備考（略）				備考（略）					
別表第2（第8条、第10条、第13条関係）				別表第2（第8条、第10条、第13条関係）					
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）				(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）					
区 分	単 位	使用料（円）			区 分	単 位	使用料（円）		
		大人（高齢	小人	高齢者及び			大人（高齢	小人	高齢者及び

			者及び障害者等を除く。)		障害者等
プール施設	通常使用	1回1人につき	690	260	560
	3か月券による使用	3月間1人につき	12,440	4,520	10,180
	半年券による使用	6月間1人につき	19,920	7,160	16,290

備考 (略)

(2) プール施設の使用料 (専用使用の場合)

区分	単位	使用料 (円)							
		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
		営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
プール施設	メインプール	9コースまでを使用する場合1コース当たり1時間に	2,520	7,530	20,110	3,760	11,310	30,160	

			者及び障害者等を除く。)		障害者等
プール施設	通常使用	1回1人につき	580	220	470
	3か月券による使用	3月間1人につき	10,370	3,770	8,490
	半年券による使用	6月間1人につき	16,600	5,970	13,580

備考 (略)

(2) プール施設の使用料 (専用使用の場合)

区分	単位	使用料 (円)							
		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
		営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
プール施設	メインプール	9コースまでを使用する場合1コース当たり1時間に	2,100	6,280	16,760	3,140	9,430	25,140	

	つき						
	全コースを使用する場合1時間につき	20,120	60,330	160,890	30,160	90,510	241,360
飛込プール	1時間につき	7,540	22,620	60,330	8,790	26,400	70,390
サブプール	7コースまでを使用する場合1コース当たり1時間につき	2,520	7,530	20,110	3,760	11,310	30,160
	全コースを使用する場合1時間につき	16,100	47,770	128,730	24,130	72,400	193,080
備考 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

	つき						
	全コースを使用する場合1時間につき	16,770	50,280	134,080	25,140	75,430	201,140
飛込プール	1時間につき	6,290	18,850	50,280	7,330	22,000	58,660
サブプール	7コースまでを使用する場合1コース当たり1時間につき	2,100	6,280	16,760	3,140	9,430	25,140
	全コースを使用する場合1時間につき	13,420	39,810	107,280	20,110	60,340	160,900
備考 (略)							

新潟県条例第55号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(建築物に関する確認申請等手数料) 第23条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。		(建築物に関する確認申請等手数料) 第23条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、8,000円）	30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、15,000円）	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、21,000円）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円

	円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円
(略)	

2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に係る法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、第1項の手数料のほか、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

4 (略)

5 法第18条第5項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算1件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(略)	

2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に係る法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、第1項の手数料のほか、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

3 (略)

4 法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算1件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、一の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	17,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、13,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、16,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円 (政令第10条各号(第2号を

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円

	除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、21,000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
(略)	

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、14,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、17,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	32,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、23,000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円
(略)	

2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物
(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
(略)	

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(略)	

2 (略)

く。)の法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、第1項の手数料のほか、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	12,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	24,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
	5,000平方メートル以上のもの	128,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
工場等(省令別紙の表の用途が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみ)	300平方メートル未満のもの	24,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	48,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円
	10,000平方メートル以上のもの	186,000円

場合をいう。 以下この表に おいて同じ。 以外	一トメートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	
	25,000平方メ ートル以上の もの	226,000円
工場等	300平方メート ル未満のもの	9,000円
	300平方メート ル以上1,000平 方メートル未 満のもの	15,000円
	1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	24,000円
	2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの	72,000円
	5,000平方メー トル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	113,000円
	10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	143,000円
	25,000平方メ ートル以上の もの	178,000円

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、申請又は通知に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、一の建築設備につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知をしようとする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の対象となる床面積の合計	手数料の額
(略)	

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。

- (1)～(8) (略)
- (9) 法第18条第20項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付
- (10) (略)
- (11) 法第18条第38項第1号又は第2号(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))及び第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
- (12)～(57) (略)

2 (略)

別表(第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮	(略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
(略)	

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。

- (1)～(8) (略)
- (9) 法第18条第16項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付
- (10) (略)
- (11) 法第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))及び第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
- (12)～(57) (略)

2 (略)

別表(第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)

使用の認定の申請を しようとする者 1 の 2 ~40 (略)	(略)	1 の 2 ~40 (略)	(略)
---------------------------------------	-----	---------------	-----

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第23条第 4 項の改正(「第18条第 4 項」を「第18条第 5 項」に改める部分に限る。)及び第30条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第56号

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額
1 法第3条第1項の規定により宅地建物取引業の免許の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により宅地建物取引業の免許の更新の申請をしようとする者	宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料	1件につき 33,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）	1 法第3条第1項の規定により宅地建物取引業の免許の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により宅地建物取引業の免許の更新の申請をしようとする者	宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料	1件につき 33,000円
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県条例第57号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表第1（第5条、第7条、第14条関係）					別表第1（第5条、第7条、第14条関係）						
区 分			単位	使 用 料（円）		区 分			単位	使 用 料（円）	
				午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間					午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間
メインホール	全面使用	平日	(略)	29,100	35,000	メインホール	全面使用	平日	(略)	25,300	30,400
		休日等		43,600	52,300			休日等		37,900	45,500
	分割使用 (2分の1)	平日		16,100	19,300	分割使用 (2分の1)	平日	14,000		16,800	
		休日等		24,200	29,000		休日等	21,000		25,200	
国際会議室	平日	25,600		30,800	国際会議室	平日	22,300	26,800			
	休日等	38,500		46,200		休日等	33,500	40,200			
中会議室	全面使用	平日		9,030	10,800	中会議室	全面使用	平日		7,850	9,430
		休日等		13,600	16,400			休日等		11,800	14,300
	分割使用 (2分の1)	平日	5,060	6,150	分割使用 (2分の1)	平日	4,400	5,350			
		休日等	7,590	9,150		休日等	6,600	7,960			
小会議室	平日	2,050	2,530	小会議室	平日	1,780	2,200				
	休日等	3,130	3,850		休日等	2,720	3,350				
展示ホール	全面使用	平日	174,500	209,400	展示ホール	全面使用	平日	151,700	182,100		
		休日等	261,600	314,100			休日等	227,500	273,100		
	分割使用 (3分の2)	平日	127,900	153,500	分割使用 (3分の2)	平日	111,200	133,500			
		休日等	191,900	230,300		休日等	166,900	200,300			
	分割使用 (3分の1)	平日	69,900	83,800	分割使用 (3分の1)	平日	60,800	72,900			
		休日等	104,900	125,800		休日等	91,200	109,400			
展示控	展示控室 1	(略)	2,050	2,050	展示控	展示控室 1	(略)	1,780	1,780		

室等	展示控室 2		1,440
	展示控室 3		2,050
	展示控室 4 A		1,930
	展示控室 4 B		1,440
	展示控室 5 A		1,810
	展示控室 5 B		1,440
	展示控室 6		1,560
	屋外展示場	(略)	6
備考 (略)			

室等	展示控室 2		1,250
	展示控室 3		1,780
	展示控室 4 A		1,680
	展示控室 4 B		1,250
	展示控室 5 A		1,570
	展示控室 5 B		1,250
	展示控室 6		1,360
	屋外展示場	(略)	5
備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第58号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表船舶給水施設の項を次のように改める。

船舶給水施設	輸出取引等に係る使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）		水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
				西港区 155円 37銭	東港区 129円 81銭				
			12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）		水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
			西港区 211円 32銭	東港区 186円 20銭					
		加算料金(執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額		基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
	その他の使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）		水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
			西港区 170円 91銭	東港区 142円 79銭					
		12月1日か	水道料金に次の額を		水道料	水道料	水道料	水道料	

		ら3月31日まで 水量 1トンにつき	加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		金に204円82銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	金に204円82銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	金に204円82銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	金に204円82銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
			西港区 232円 45銭	東港区 204円 82銭	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
	加算料金(執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額		基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第59号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 （第2条関係）		別表第1 （第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立新発田病院	新発田市	新潟県立新発田病院	新発田市
(略)	(略)	新潟県立リウマチセンター	新発田市
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県条例第60号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

新潟県条例第61号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(道路交通法関係手数料)	(道路交通法関係手数料)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
(1) 令第37条の6第2号に規定する講習 1件につき <u>1,400円</u>	(1) 令第37条の6第2号に規定する講習 1件につき <u>1,350円</u>
(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習 1件につき <u>6,600円</u> (法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この号において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。))又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、 <u>2,950円</u>)	(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習 1件につき <u>6,450円</u> (法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この号において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。))又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、 <u>2,900円</u>)
6 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の11第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき <u>1,150円</u> の手数料を納めなければならない。	6 法第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき <u>1,100円</u> の手数料を納めなければならない。
<u>7 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者は、1件につき900円(法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)の手数料を納めなければならない。</u>	
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習	<u>9</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

を受けようとする者は、1件につき1,400円(自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、1,150円)の手数料を納めなければならない。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料)

第9条 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,500円の手数料を納めなければならない。

を受けようとする者は、1件につき1,450円(自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、1,200円)の手数料を納めなければならない。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料)

第9条 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。)第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。

2 法第6条第1項又は第3項(これらの規定を法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき600円の手数料を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第8条の改正は令和7年3月24日から、その他の改正は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、同条の改正の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。